OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日中戦争期の戦区検察官 : 中華民国重慶国民政府法制の一考察
Author(s)	三橋, 陽介
Citation	社会文化史学. 2008, 50, p. 67-86
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/106896
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

日中戦争期の戦区検察官

——中華民国重慶国民政府法制の一考察——

三橋陽介

はじめに

本稿は、戦区検察官の設置に至る経緯と、その活動実態を検討することで、中華民国重慶国民政府法制（一九三七年～一九四五年）を考察するものである。本稿の主題となる戦区検察官とは、情報活動に従事した党務専従職員らを、中国国民党中央執行委員会が司る選抜審査によって、検察官職に充てた戦時の新官職である。彼らは、「戦区検察官服務規則」に基づいて、高等法院の管轄区域内を巡廻し、抗戦建国を妨げる事犯に対処した。

本稿が対象とする日中戦争期は、抗戦前と国共内戦期をつなぐ過渡期という意味において重要なだけでなく、「以党治国」の訓政から「中華民国憲法」（一九四七年）の憲政への変遷過程を含む重要な八年間である。日中戦争期の研究は、近年盛んにすすめられてきたが[1]、重慶国民政府法制に関する研究は僅か数点にすぎない[2]。昨今でこそ、中国国民党政権の司法制度に対して注目が集まっているが[3]、中国近現代法制史の研究は、今もって手薄のままである[4]。このような層の薄い研究状況は、日本に限らず、中国、台湾、欧米でも同様である。

中華人民共和国成立以後、中国共産党の法制は、「国民党の法統を継承せず」（一九四九年二月）として、革命根拠地の流れを汲む社会主義法制に一辺倒となり、当時の中央政府である重慶国民政府の法制を等閑視する傾向があった。一方で、蔣介石に率いられた中国国民党政権の台湾でも、渡台の混乱で司法文書が離散したため、大陸時期の法制の全容を顧みることは困難な研究状況であった。その上、近年では、日本統治下との連続性を重視する台湾法史が台頭している[5]。国共両党のこうした法制観と史料的制約の現実が、当該領域の研究者の育成を妨げ、当然の帰結として、中華民国時期の法制史研究を手つかずの空白地帯にしたと考えられる。

以上の研究状況にあって、戦区検察官については、管見の限り実証的な専論はなく、詳細は未だ解明されていない。本来、戦時中の司法改革において、当該官職の設置および実施は、巡廻裁判制度[6]とならぶ二大新制度の一つにあげられるものであった。ところが、党組織からの選抜審

査の際、体面を意識したのか、内々に実施することが定められたため、詳細は部外秘にされた。その結果、戦区検察官についての記載は、司法官任用制度（法官訓練所）[7]などの法史学研究においてではなく、党組織の情報機関である中央調査統計局（以下、中統局と省略）[8]に係る回顧録[9]或いはそれを依拠したものに限られた[10]。したがって、戦区検察官が、戦時において果たした役割の評価は今もって大きな課題として残されたままといえよう。

本稿は、国史館（台北）、中国国民党中央委員会党史委員会（台北）、中国第二歴史檔案館（南京）に所蔵される司法文書を積極的に参照し、先行研究の不足を補い、回顧録[11]を適宜慎重に併用する。かつ、『中華法学雑誌』（一九三〇年～一九四八年）などの法学専門誌によって通史的な全体像を抑えた上で論述する。そして、政権間の法制の連続と断絶の把握を疎かにせず、法制の援用に留意して、戦区検察官の解明に取組み、重慶国民政府法制の実態を考察したい。

第一章　戦区検察官の設置前史

中華民国時期における司法官とは、推事（裁判官）と検察官の総称で、転官・転任を繰り返しつつ、順次、上級の司法機関に補任された法律専門職の官吏である。そもそも、法曹のあり方については、英米型とヨーロッパ大陸型があり、英米型では、法曹は一般行政官僚と異なる職業と考えられ、裁判官は弁護士から採用される。ヨーロッパ大陸型では、裁判官と検察官は官僚の一種であり、在野の弁護士から在朝の司法官へうつる例は比較的少ないとされる[12]。中華民国時期の法曹は、日本を経由したヨーロッパ大陸型が下地だが、諸外国を模倣した度重なる司法制度改革の結果、法曹のあり方も変容を繰り返した。

まず、清朝末期から北京政府を席巻していた日本法を模範とする法体系下では、「法官不党令」（一九一二年一二月）によって、明確に司法官の不偏不党が規定され[13]、なおかつ、司法官試験による採用を重視することで専門職化がすすめられた[14]。次に、広州・武漢国民政府では、ソ連から帰国した徐謙（司法部長）によって、司法官らの政治性が重視されると、前述の「法官不党令」が廃止され[15]、司法は「党化」路線に傾斜した[16]。南京国民政府では、王寵恵（司法院長）らにより、大学法学部が司法院の監督下に組み入れられ[17]、訓政下の「司法の党化」が進められるとともに、諸外国からの様々な近代法制の継受が始まった[18]。一九三一年、羅文幹が、司法院から行政院に移管した司法行政部の部長に就任すると、司法行政部内において、英米法制を重視する法制観が台頭し、それまで実施されていた三民主義などの党義の学習会[19]は等閑にされ、法官訓練所の入所者に占める党員数が低下した[20]。しかし、時同じくして国民党政権は、着々とあらゆる領域を党化しつつあり、行政院司法行政部とその直属機関である法官訓練所のありようは、訓政下の政治との間で矛盾を抱えるものとなった。

一九三四年一〇月、行政院に隷属していた司法行政部が、司法院に復帰することをきっかけとして[21]、羅文幹が司法行政部長を辞職し、司法行政部の上層部ポストが空席となった。それに対して、中国国民党中央執

行委員会と司法院は、直ちに司法行政部の上層部を一新した。新任の司法行政部長には、ベテラン司法官や法学者ではなく、一九三四年六月に実施された党務専従職員を行政官に転出させる選抜審査の際、秘書長を務めた王用賓（前考試院考選委員長）が就任した。

党機関に勤務する党務専従職員の行政機関への転出は、葉楚傖（中央常務委員、国民政府委員）からの臨時提議[22]を端緒に、「中央党組織の専従職員を政治業務に従事させる規則」[23]にしたがって実施された。[24]その目的は、当初一九二九年から六年間[25]とされた訓政から憲政移行を見据えた党務経費（人件費）の削減と、党務専従職員に官界への転出の機会を与え、ついで行政各方面の党化を推進することにあった。[26]また、司法行政部直属の法官訓練所長には、陳立夫（中央執行委員、国民政府委員）と葉楚傖の推薦で、洪蘭友（前国民党中央党組織秘書）が就任した。[27]なお、これを機に法官訓練所は、司法院直属機構に格上げが図られた。新体制が発足すると、行政機関への転出の前例を踏まえた党務専従職員の司法機関への転出が、居正（中央常務委員、司法院長）を委員長に、洪蘭友を秘書長として、「中央及び各省市党組織専従職員を司法業務に従事させる審査辦法大綱」[28]にしたがって、直ちに実施された。

この王用賓と洪蘭友の司法院入りは、まさに、党務専従職員を行政官と司法官に転出させた二つの党内人事の連続性を裏付ける。その他、関係文書の酷似や、選抜審査委員となった中国国民党中央常務委員や中央執行委員、および国民政府委員ら関係者が重複することで、そのつながりは明白である。なお、行政事務とは違い、裁判業務にあたるには、専門的な法律知識を必要としたため、選抜審査を通過した党務専従職員ら計一三五名は、洪蘭友の法官訓練所において第四届法官訓練班として司法研修を施され、一九三六年には司法官として各地に派遣された。

盧溝橋事変の数週間前となる一九三七年六月一四日、洪蘭友は、居正と王用賓に宛てた「司法院法官訓練所二十六年度業務計画」において、「検察官七十名、推事七十名の計百四十名を想定し、特に党務専従職員で法科の卒業資格者を奨励する」と、党からの人材を迎え入れる第五届法官訓練班の開設を提案していた。[29]その際、「検察業務にあたる人材を専門的に育成することは、検察制度改善の基礎である。なお、第五届法官訓練班から、職権の違いに応じて、それぞれに分けて研修を行い、司法の機能増進をはかる予定である」と、従来、司法官という同一職業身分として括られていた推事職と検察官職の職能の分化を明言している。新年度（司法年度は毎年七月から）を目前に控えた前述の計画案では、第五届法官訓練班は、研修過程からの推事職と検察官職の職能の分化に力点が置かれ、党務専従職員の転出については奨励する程度であった。その上、対象とする党務専従職員の条件は、法科の学位を有する者にすぎず、抗戦前の時点では、対象を党組織の情報機関員に限定していない。

以上の考察により、日中戦争期に実施された戦区検察官の起案が、抗戦に応じるため、突然に零から企図されたものではないことが明らかにできた。少なくとも、既に抗戦前に前例となるものがあり、かつ、第五届法官訓練班の開設が提案されていたからこそ、党務専従職員を検察官職に転職させるという施策が、円滑に実施できたといえよう。

第二章　戦区検察官の設置過程と中央調査統計局員の前歴

第一章では、戦区検察官の設置前史となる抗戦前までの司法官任用制度の変遷と、そのつながりを明らかにした。それを受けて、本章では、戦区検察官が如何なる目的のために設置されたのかをはじめとして、設置の経緯、選抜された人材、与えられた任務の三点を順序立てて確認するものである。はじめに、戦区検察官の起案となった提案書を提示し、設置の目的を明らかにする。次に、中国国民党中央執行委員会が司る選抜審査の過程から、選抜される党務専従職員の条件や総数を整理する。続いて、法官訓練所における司法研修の内容から求められている職務上の役割を想定する。そして、選抜された党務専従職員の前歴や学歴を整理した一覧表を作成し、人材の特徴や傾向を読み取る。その上で、党組織の情報機関である中統局の活動範囲も明らかにする。最後に、「戦区検察官服務規則」を参照し、定められた任務内容を明らかにする。すなわち、本章では経緯、人材、任務の三点から戦区検察官を制度的に解析するものである。

はじめに、戦区検察官設置の起案となる提案書が出された背景から明らかにする。一九三七年七月の盧溝橋事変を発端として、日本軍は各地に展開し、南京を陥落させるべく歩を進めた。南京の中国国民党中央執行委員会と国民政府は、臨時首都を重慶に定めると、直ちに移転を実施した。しかし、全ての機関が一度に重慶に移転したのではなく、人員整理を含む整理縮小策を図りながら[30]、中央党組織や中央司法機関など主要機関は直接重慶に移転し、他の部局はひとまず武漢に移転した[31]。通常、首都で開催される全国代表大会であるが、一九三八年三月二九日から四日間、武漢において党臨時全国代表大会（臨全大会）が開催された。中国国民党中央党組織の多くの部門は既に重慶に移っているため、開催に当たり、在漢常務委員談話会が中央常務委員会の権限を行使するものとされ、中央常務委員で司法院長の居正を主任とする中央常務委員会武漢臨時辦事処が臨全大会の準備機構となった。臨全大会では、「抗戦建国綱領決議案」が採択されたほか、抗戦に備えた政治体制の再構築や中国国民党中央党組織の改編も図られた。臨全大会の記録に、司法に関する言及は見られないものの、これ以後の戦時司法は、抗戦中の施政方針である「抗戦建国綱領」に依拠して推進された[32]。

一九三八年四月一一日、武漢臨時辦事処より、陳立夫、居正、葉楚傖、洪蘭友ら四委員連名の「中央党組織の専従業務にあたっている同志を選抜審査し、司法研修後は検察官として各地の司法業務に充てる案」が提出された[33]。実は、同案は臨全大会より一週間ほど前になる一九三八年三月二一日の在漢常務委員談話会で既に諮られていたため、同年四月二一日の中国国民党第五届中央執行委員会第七四次常務委員会会議（以下第〇届〇次常会と省略）では支障なく採択された[34]。しかし、司法機関の独立性を保つという体面を意識してか[35]、党務専従職員を検察官に転出させる同案について、国民政府より「対外的に公布しない」という訓令が出されていた[36]。つまり、抗戦に向けた司法改革案の一つともなる同案は、中国国民党中央執行委員会および司法院、考試院の関係者によって、内々に実施されたのである。

同案の内容は以下の通りである。[37]

中央は、党務専従職員を司法業務に従事させるため、かつて、一九三五年二月の第四届百六十次常会において、「中央及び各省市党組織専従職員を司法業務に従事させる審査辦法大綱」および「施行細則」を採択し、選抜審査委員会を組織した。…一部省略…

抗戦期の検察官は、国家を代表して検挙の職権を行使する。民衆の法益を保障し、地方の秩序を維持するだけでなく、スパイの摘発（偵察間諜、捜捕奸細）にあたることで、国家への危害および軍事、政治、経済、交通等の妨げに対処する。検挙に尽くし、治安を維持することで、軍事と行政の補助にあたり、全ての国策の下、大きな役割が果たされる。しかし、そうした検察官はすぐには育成ができず、育成するにしても人材の選抜から研修は容易ではない。したがって中央が選抜審査委員会を設け、本党の忠実で優秀な青年同志、例えば、特務や反動分子の粛清（特務粛反）等において卓越した功績のある者らを選抜審査し、及第者を司法院の法官訓練所に送り、厳しく研修をさせた後、各地の検察官に充てるのが、現時にあった最良の対応である。選抜審査規則大綱の草案を確認願いたい。

提案者　陳立夫、居正、葉楚傖、洪蘭友

同案の前半部分には、かつて、中国国民党中央執行委員会が「中央及び各省市党組織専従職員を司法業務に従事させる審査辦法大綱」を実施したことが明記されている。これによって、抗戦前の第四届法官訓練班が、党務専従職員を司法官とする前例であることが確かめられた。

後半部分の記述によると、抗戦期の検察官が果たすべき役割は、民衆の法益を保障し、秩序の維持とスパイの摘発によって、国家の安全に寄与することにあった。しかし、現実は、各地で一般司法官の離職が相次いでいた。[38]各地が陥落し、裁判所自体が失われたこともあるが、一部の一般司法官らは、たとえ任地が非戦区にあっても、身の危険を避けるため、職務を放棄していたのである。おそらく、提案者である四委員らは、従来までの一般司法官らでは、国家への危害および軍事、政治、経済、交通等の妨げに対処するという戦時に求められた要務に即応できないと判断していたのであろう。同案で提示された「本党の忠実で優秀な青年同志、例えば、特務や反動分子の粛清等において卓越した功績のある者ら」とは、単なる党務専従職員ではなく、臨全大会以後、組織改編がなされていた党組織において、情報業務を担っていた中央調査統計局員が念頭に置かれていたといえよう。

同年五月、同案に添付されていた「中央党務専従職員を司法業務に従事させる選抜審査規則大綱」にしたがって、中央執行委員会の下に選抜審査委員会が設置された。[39]

「中央党務専従職員を司法業務に従事させる選抜審査規則大綱」[40]

（一）中央執行委員会は、中央党務専従職員を各地の検察官とするため、特別に選抜審査を実施する。（二）選抜審査は、中央が選抜審査委員会を組織し実施する。（三）中央党組織にて専従業務にあたる同志で、五年以上調査業務に従事し、卓越した功績のある者を選抜審査する。（四）選抜審査の手続は選抜審査委員会が中央の確

認を得て進める。（五）選抜審査に及第した者は、司法院法官訓練所に送られ研修し、修了後は司法行政部に送られ検察官として任用される。（六）研修期間は二種類。甲種：法科卒業者は研修期間を三ヶ月とする。乙種：大学或いは高校卒業者は法科の必要な課程を補習するため研修期間を一年とする。（七）選抜審査に及第した人員らは、研修期間中、以前と同じ生活費を支給されるが、検察官に就任後は停止される。（八）選抜審査に及第した人員らは、研修期間中と検察官就任後、毎月毎季、研修状況または勤務状況を中央に報告する。（九）本規則は、中央執行委員会の採択を経て施行される。

次に、選抜審査の過程から、党務専従職員らの選抜基準を整理する。前述の大綱および施行細則によって申請期間は同年六月一日から一五日まで、応募は、中統局の前身機関の一つである中央組織部党務調査処で行うように定められると、学歴、法学履修の有無、勤続年数等によってふるいにかけられた。同年七月の段階では、大学の法科卒業者を甲種として三〇名、それ以外を乙種として八七名の計一一七名が選抜されたが、資格要件の不適合などで人数の変動が繰り返された。同年八月から九月初め、甲種として選抜された二二名が、法官訓練所第五届法官訓練班として研修を始めた。なお、法官訓練所には、同時期に、短期の現職検察官の再研修班（第六期現任調訓班）が設けられており、研修終了後には検察官となる第五届法官訓練班にとって何らかの影響はあったと予想される。

同年八月末、選抜された党務専従職員らの中で、中統局に所属する者には研修期間中も給与が支給されるが、別機関に所属する者には給与が支給されないため、中統局は、非中統局員に対し、月四〇元を支給することにした。[41] 申請書類の応募先に加え、研修中の給与を中統局が引き受けたことによって、中央党組織の専従職員の中でも、情報業務を担う中統局員を主たる対象としていることがうかがい知れる。また、一〇月には、選抜審査の過程において、中統局より司法官に転出させられない党務専従職員らのリストが提出された。[42] 中統局第二組長や専員など局本部の幹部を含む一九名は、保留、または各地への派遣を理由に不参加となった。その後、調整は続けられ、資格要件を満たしているとの判断により、乙種の二一名が新たに甲種に移り、一九三九年一月、第五届法官訓練班は計四三名（女性二名）、第六届法官訓練班は計八九名（女性五名）となった。[43]

では、彼等は法官訓練所で如何なる司法研修を受けたのであろうか。「第五届法官班訓練計画大綱」によれば、その目的の一つは、法学知識と司法実務および捜査技術を深め、特殊技能を有する検察官を育成することにある。研修内容の詳細は左記の通りである。[44]

精神学習：党中央幹部および各院部の長官らが輪番で講演。党義や「司法の党化」、司法官の職責等。

学術講演：専門家や学者らによる講義。東西文化の比較から国際政治、法学の動向等。

学科学習：党義、刑法、刑事特別法、刑事訴訟法、刑事裁判と検察

実務、民法、民事訴訟法概要、民事特別法概要、民事裁判実務、刑事政策、犯罪学、監獄学、法医学、指紋学、法理学、法院組織法、公文書、外国語（英・日）、犯罪捜査法。

軍事訓練：（術科）個別訓練、部隊訓練、射撃訓練。（学科）軍隊内務から陣中要務令等。

党義研究：三民主義について。

小組学習：現行司法制度の問題点から検察実務の問題等討論を通じて研修内容全般を復習。

また、第五届法官訓練班の特徴にあわせて犯罪捜査法にも重点が置かれていた。学習する内容は、（一）各国の情報機関および活動方式（ロシアの政治警察、日本の特務機関）、（二）中国党政軍警の「特工」組織、（三）社会調査業務および捜査網の設置、（四）検察官の犯罪捜査方法―であり、情報業務や捜査関係の講習が設置されている点で、一般検察官との差異は顕著である。法官訓練所で、第五届法官訓練班の教育を担当したのは、司法院および司法行政部の幹部や最高法院のベテラン司法官、そして立法委員ら二二名であった。[45]

一九三九年五月、法官訓練所において第五届法官訓練班の最終試験が実施された。最終試験委員は、居正、朱家驊（中央党組織秘書長兼中統局長）、徐恩曾（中統局副局長）、覃振（司法院副院長）、陳大齊（考試院考選委員長）、鈕永建（考試院副院長）、焦易堂（最高法院長）、謝冠生（司法行政部長）、張知本（司法院秘書長）であった。最終試験委員会（考試委員会）が、中統局、司法院、考試院の三者首脳部によって構成されたことは、第五届法官訓練班の政治性と重要性を裏付けるものである。最終試験の及第者は、入所時より二名少ない四一名であった。彼らはすぐさま前例（第四届法官訓練班）にしたがい、初任から正検察官として各地の地方法院に派遣された。通常、一般司法官は、「初試」（司法官採用試験）によって法官訓練所に入所し、研修終了後、学習司法官（見習）として現場研修を行い、「再試」（二次試験に相当）を経て候補司法官となり、数年の実務経験を積んだ後、はれて正司法官となる。初任から正司法官に補任されるのは、党組織からの転職組に与えられた特例措置であった。

一方、乙種選抜の第六届法官訓練班八五名（研修期間中に死亡した蒋漢民を含む四名を除いて）は、一九四〇年一二月に最終試験を終えた。彼らは、既に各地において任務にあたっている第五届法官訓練班出身者らに続き、戦区検察官として、江蘇、浙江、安徽、湖南、河南、湖北、広東、江西、陝西、福建の一〇省に派遣された。

一九四三年九月の重慶国民政府の司法官のうち、検察官職の総数は七五八名であった。[46]つまり、第五届と第六届をあわせた一二六名の戦区検察官は、検察官職の約一七％、全司法官二一一七名の約六％を占めていたことになる。

続けて、選抜審査の際に提出された履歴書や法官訓練所の同学録等から作成した一覧表の表一から、第五届法官訓練班四三名の学歴をみると、朝陽大学法律系が最多の八名、復旦大学五名、北平大学四名と続き、留

表一　司法院法官訓練所第五届法官訓練班名簿

	氏名	性	歳	前職（職務）/一部職歴	学歴	任地	転任先または抗戦後の職位
1	野奇伯	男	39	中央調査統計局幹事	日本・日本大学政治科		
2	王子圃	男	36	中央調査統計局第一組幹事/党務調査処審理組員	震旦大学法科	湖南江西	地院検察官(1943.9)、国大代表、立法委員
3	鄧純	男	28	中央調査統計局専員/北平特別市党部委員、衛反委員	朝陽大学法律系	湖南	
4	李競華	男	35	中央調査統計局(党派研究)	持志学院法律系	安徽	
5	劉衡清	男	33	中央調査統計局(情報編輯)	北平大学法律系		
6	劉兆龍	男	33	中央調査統計局(情報外勤)	江西法政専門学校		
7	袁朝永	男	34	中央調査統計局(情報外勤)	福建学院法律系		浙江特刑庭検察官(1947)、国大代表
8	楊應堂	男	27	察哈爾省特室総務股長	北平大学法律系		
9	張道同	男	27	浙江省情報員/中央組織部調査科	持志学院	湖南	
10	唐業豪	男	35	湖北省漢口市特室調査員	上海遠東大学法科		
11	劉有容	男	36	武漢駅政検査所検査員	郁文学院法律系	湖北	地院検察官(1943.6)、地院首席(1944.3)、地院院長
12	龔伯	男	33	湖南省特室長沙市区主任	湖南群治法政専門学校法科	中統局	
13	龔宗堯	男	32	湖南省特室幹事	上海群治大学法律本科	江西	地院検察官(1944.6)
14	陳子儁	男	36	江西省特室区長/江西浮梁縣法院書記官長	郁文学院法律系	江西	
15	鄭大綸	男	32	江西省特室幹事	豫章法政専門	四川	漢口地院首席、青島特刑庭首席
16	劉仲策	男	39	河北省特室調査員	中国学院法律系	陝西	
17	劉俊卿	男	30	河北省党部特室	朝陽大学法律系	河南	国大代表
18	王之保	男	30	安徽省特室機報主任	朝陽大学法律系	湖北	地院検察官(1943.6)、第二届、第三届大法官
19	郝仲深	男	29	全国鉄路工作指導員/中央組織部幹事	上海法政学院法律系	安徽	
20	王健今	男	34	司法院司法行政部(編纂)/山東省党部整理委員	日本・早稲田大学法学部		司法行政部主任秘書、最高法院検察長
21	趙資震	男	31	司法院首都地方法院看守所長	上海法学院	江蘇	殉職(1941.4.23)
22	田克成	男	29	司法院司法行政部科員	朝陽大学法律系		
23	印銘賢	女	32	四川江北地院書記官/漢口地院、宜昌地院	民国大学法律系	江蘇	地院検察官(1944.6)
24	傅月滄	男	26	湖北高等法院四分院書記官	上海法政学院法律系		地院検察官(1943.12)
25	陳劼祖	男	31	河北反省院管理科主任	朝陽大学法律系	江西	地院検察官(1943.8)
26	荘競秀	男	35	河北反省院科員/中央党組織、河北省党部幹事	朝陽大学法律系		地院検察官(1943.12)
27	李華龍	男	41	憲兵司令部軍法処	日本・明治大学法律本科	湖北	地院検察官(1943.12)
28	馬希援	男	30	第十三軍辦事処員/審計部科員、陸軍第二師司令部	中央大学法律学系	湖南	最高法院検察署書記官長
29	何承斌	男	31	江蘇省第七区保安司令部軍法官	朝陽大学法律系	陝西河南	地院検察官、北平特刑廷長
30	田撃華	男	30	江蘇省第七区保安司令部軍法官	民国大学法律系		
31	湯方震	男	37	江蘇省戦時偵察工作團團長	北京大学法律系		
32	施文瀾	男	30	江蘇省自治人員訓練所訓育員	日本・早稲田大学法学部		
33	胡経明	男	26	上海市社会局視察/復旦大学訓育指導兼助教	復旦大学法律系	湖南	
34	王克邁	男	26	上海市社会局視察(青年運動)/課報業務経験5年以上	復旦大学法律系	湖南	地院推事(1943.4)
35	王爽秋	女	33	湖南省党部視察員/江蘇省婦女工作委員会幹事	朝陽大学法律系	江蘇	地院検察官(1943.8)
36	辛敏中	男	33	東北党務辦事処	北平大学法律系		
37	劉克俊	男	35	華北党務辦事処助理員	郁文学院法律系	陝西	
38	李載彭	男	25	不明	復旦大学法律系	浙江	地院検察官(1944.1)
39	張宗渡	男	25	不明	復旦大学法律系	湖北	地院検察官(1943.12)
40	水範九	男	28	不明	復旦大学法律系	浙江	地院検察官(1944.1)
41	史国源	男	30	不明	北平大学法律系		国大代表
42	銭沆	男	29	不明	中央大学法律学系		
43	銭永定	男	25	不明	東呉大学法律系	浙江	

＊「検察官訓練班受訓人員名単」1938年8月28日、『中常会檔案』(5.3/96.24)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。「司法院法官訓練所第五届法官訓練班名冊」1938年9月12日、『中常会檔案』(5.3/95.13)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。「中央甄審及格乙歴人員請提升五届受訓名単」1938年11月23日、『中常会檔案』(5.3/103.10)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。「業経甄審合格准予参加受訓名単」1938年12月8日、『中常会檔案』(5.3/105.19)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。「中央党務工作人員従事司法工作甄審及格学員名册」1939年1月13日、『中常会檔案』(5.3/111.11)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。「全国各級司法機関各種司法官一覧表」1943年9月～1944年8月、『行政院檔案』(64/1100)国史館蔵。劉国銘主編『中国国民党百年人物全書』団結出版社、2005年。筆者作成。

学組は日本のみ四名（早稲田大学二名、明治大学一名、日本大学一名）であった。同じく表二から、第六届法官訓練班の八五名をみると、法科の学位こそ有していないが、留学組もソ連三名（モスクワ中山大学二名、モスクワ東方大学一名）、日本二名（専修大学、日本大学）の他、その多くが外国語（英・日・露）に通じ、北平民国大学（学院）五名、四川大学四名、朝陽大学三名、労働大学二名、上海遠東大学二名をはじめ、内政部警官高等学校や上海正風文学院、華北学院芸術科など多種多様な教育機関で高等教育を受けている。

なお、さらに両班学員の前職をみると、中統局または、特室[47]と省略される各地の調査統計室に勤務していた者が全体の約半数近くを占めている。中統局は、一九三八年四月以降にそれまでの党組織の情報機関が再編されて成立した情報機関である。「中央執行委員会秘書処組織条例」（一九三八年四月二一日修正）第六条によれば、「調査統計局は、党務の統計および規律案件の調査事宜を掌理する。その組織については別に定める」[48]とあり、同年五月の「中央執行委員会調査統計局組織条例」によって、正式に成立が宣言された[49]。一九三九年に、三組、八科、交通処および会計室などで構成されていた中統局は、一九四二年には、三組、三処、五室、四委員会のほか、複数部門（室、委員会）に拡充されている[50]。そのほか、中統局は、地方機関として、各省市および鉄路の党組織内に調査統計室（特室）を設けていた[51]。したがって、表一と表二において某省市特室という職歴を有する者は、各級の党組織に身を置くものの中統局（またはその前身機関）に連なる者、或いは情報機関員であると

表二　司法院法官訓練所第六届法官訓練班名簿

	姓名	性	年	前歷(職務)/一部職歷/→【抗戰後の職位】	学歷/外国語	任地
1	季瑗	男	31	不明	上海法科大学	江蘇
2	李清	男	31	軍事委員会第五団諜報員/中組部通迅員等	無錫国学専修学校/英日	江蘇浙江
3	高碩仁	男	27	粤漢路工会指導股長	済南斉魯大学	安徽
4	孔麟	男	32	不明	上海大同大学	安徽
5	黃綸書	男	32	軍事委員会第六団	大夏大学	安徽
6	蔣邦樨	男	30	中央調査統計局(会計)/首都反省院、中組部等	労働大学	浙江
7	張爽良	男	一	四川反省院訓育員/江北通信社総編輯等	四川大学	浙江
8	吉漢卿	男	35	不明/貴陽電檢査所中校所長等	朝陽大学南京法政講習所	浙江
9	陳聰	男	32	中央調査統計局(首都各界抗敵後援会に派遣)	金陵大学、上海群治大学/英	浙江
10	左莘民	男	38	軍事委員会第六団民衆動員督察員/福建反省院	南京建業大学/日	浙江
11	周有民	男	31	中央調査統計局調査員/中央党部幹事等	モスクワ東方大学/露日	浙江
12	陳文炘	男	36	第五戦区視察/安徽省反省院代理院長	東南大学	浙江
13	葉敬英	男	46	漢口市特室指導員	浙江法政専門学校	浙江
14	朱焜然	男	38	江蘇省党部幹事/江蘇省特室総務股長等	揚州美漢中学、無錫聖道書院	浙江
15	王卓亜	男	35	中央特務電台報務員	中央陸軍軍官学校/日	浙江
16	張耀海	男	31	軍事委員会中校副官兼会計主任/調査科幹事等	労働大学	浙江
17	傅霖	男	35	湖南省特室幹事　→【立法委員】	天津南開大学	湖南
18	袁綏邦	男	34	湖南省特室外勤調査員	上海南方大学	湖南
19	顧鏞瀚	男	一	湖北省特室(文書)	不明	湖南
20	柯善騰	男	28	中央調査統計局(首都反省院に派遣)	山西大学	湖南
21	李其蕃	男	29	安徽省特室調査員	上海法政学院	湖南
22	古士傑	男	28	中央調査統計局(会計)	中国公学、日本・東京専修大学	湖南
23	章畹	男	31	不明/首都反省院事務員、中組部調査科通信員	上海東亜大学	湖南
24	夏炳亜	男	35	重慶市一一〇区分部常委/中央調査統計局等	大夏大学	湖南
25	金端生	男	36	湖南省特室指導股長	北平民国大学	湖南
26	慶晋	男	31	武昌公安局督察/中組部調査科外勤等	湖南大学	湖南
27	丘良生	男	31	四川反省院管理主任	上海正風文学院	湖南
28	郝鴻齢	男	29	中央党部幹事	北平華北学院	湖南
29	張亜衡	男	40	河南省特室行動員/中組部調査科新聞股長等	金陵大学	湖南
30	曹偉修	男	30	湖南省公路党部委員	湖南群治法政専門学校	湖南
31	李璋	男	32	漢口市特室(潜伏工作)	湖南大学	湖南
32	文以鳴	男	29	中央秘書処幹事	北平民国学院	湖南
33	李朋	男	29	中国政治建設学会特約研究員/重慶市党部等	四川大学	湖南
34	周謙	男	35	粤漢路特室主任	中央大学	湖南
35	谷貢	男	35	湖南省党部党務視察員	南華法政専門学校	湖南
36	賀俊昌	男	31	湖南省・江西省党部/中央党部総幹事	朝陽大学、上海大学	湖南
37	馬徳馨	男	33	中央調査統計局調査員	北平私立四存中学	河南
38	劉崇徳	男	35	不明	北平郁文大学	河南
39	趙学詩	男	37	河南宜陽縣党部幹事	中央大学河南分校	河南
40	魏連祁	男	31	中央調査統計局調査員	河北省立第四師範学校	河南
41	王済漢	男	37	中央調査統計局/中組部幹事等	日本・日本大学	河南
42	任堪	男	31	安徽省特室幹事	上海法学院	湖北
43	楊世忠	男	30	成都郵電檢査所電組長	上海法学院	湖北
44	陳曼修	男	29	四川省特室特派員	成都志城法政専門学校	湖北
45	江慶六	男	28	不明	成都師範大学(四川大学)	湖北
46	呉策国	男	29	不明	四川岷江大学	湖北
47	曹鴻	男	31	漢口市特室主任	江蘇公立商業専門学校	湖北
48	戴志鈞	男	32	不明	成都志城法政専門学校	湖北
49	苗維漢	女	39	不明/婦女運動講習所等	広西省立優級師範学校	広東
50	蔡炳彤	女	34	中央秘書処幹事	モスクワ中山大学	広東
51	林沈	男	29	河北省党部情報員	北平華北学院芸術科中画系	広東
52	戴文華	男	30	四川反省院副育主任	広州南越大学、上海正風文学院	広東
53	顧翀	男	一	江蘇警察学校	朝陽大学	江西
54	陳光震	男	35	江西省党部幹事	豫章法政専門学校	江西
55	高益君	女	32	中央調査統計局(党派研究)　→【国大代表】	モスクワ中山大学、上海遠東大学	江西
56	黃覚	女	31	不明　→【監察委員】	上海遠東大学	江西
57	黃禮錕	男	29	西安郵檢所郵檢組長	江西省立法政専門学校	江西
58	朱樹徳	男	32	中央調査統計局(人事登記)	北平大学	江西
59	黃石生	男	36	江西省特室瑞昌区指導員	中央党務学校	江西
60	梁揔請	男	30	中央統計処幹事	北平民国学院	江西
61	何允逸	男	29	不明	北京大学	江西
62	呉湘	男	32	不明	浙江大学	江西
63	蔣耀祖	男	28	上海市社会局(青年運動)　→【律師(台中)】	大夏大学	江西浙江
64	鄭朴	男	30	不明	金陵大学	江西浙江
65	楊頴孫	男	27	湖南省特室幹事	中国公学/日	江西浙江
66	姚虞	男	35	武漢郵檢所技術員	東南大学	江西
67	季蘇	男	30	上海区特室情報員	東呉大学(中央軍事政治学校)	陝西
68	馮秀山	男	30	粤漢路特室幹事	河北省立第四師範学校	陝西
69	李成儒	男	一	貴池縣府科長	不明	陝西
70	孫士英	男	36	不明	中央党務学校	陝西
71	禮日章	男	39	中央調査統計局(西北に派遣)/第五届有資格者	西北法政専門学校	陝西
72	張炳鈞	男	29	河北反省院科員	北平中国学院	陝西
73	陳尊恵	男	32	不明/四川省党部幹事、揚子江日報総編等	暨南大学/英	陝西
74	曹丕勤	男	30	中央調査統計局(華北弁事処亭寿縣党部に派遣)	北平民国大学	陝西
75	李増楷	男	29	不明/四川省党部幹事等	四川大学/英日	陝西
76	王煥然	男	30	成都特室幹事/成都郵檢所組長等	成都志城法政専門学校/英日	陝西
77	蔡黃甚	男	33	成都郵電檢査所郵組長	成都志城法政専門学校、中山大学/英日	陝西
78	龐希武	男	30	中央調査統計局指導員	北平民国大学	陝西
79	張蔭源	男	32	司法行政部書記官	内政部警官高等学校	陝西
80	呉衡彬	男	32	福建省党部特務員/中組部調査科幹事等	福建法政専門学校/英日	福建
81	梁冠臣	男	30	中央党部秘書処/福建省党部幹事	福建法政専門学校	福建
82	蒋海容	男	29	福建省党部幹事	福建公立法政専門学校/英日	福建
83	林延爵	男	30	不明	四川大学	実習中
84	夏光行	男	33	不明	上海光華大学(武昌中山大学)	中統局
85	関亜明	男	29	不明	西南大学(ハルピン中国大学)	療養中
86	蒋漢民	男	37	不明/*研修期間中に死去	上海南方大学	—

＊「第六届法官訓練班名簿」は、任官後の考査表である「乙種戦区検察官出身及び服務成績表」1942年5月22日、『司法行政部檔案』(153/415)国史館蔵を下地に、「第五届法官訓練班名簿」で引用した史料をもとに筆者作成。前述の別史料でみられた異なる学歴は(括弧)で併記した。

判断できる。また、両班学員の職歴に多く見られた郵電検査所（軍事委員会）[52]や反省院（司法院）[53]などは、概ね、中統局の外郭組織といえる部局であり、先に同じく、中統局に連なる者と見立てることができよう。

あらためて、整理すると、表一と表二によって、戦区検察官は、各地において、情報収集活動や党派研究など様々な情報業務に従事していた、高い学歴を有する人材群から構成されていたことが明らかになった。

戦区検察官となった党務専従職員らの特徴を解析した後は、戦区検察官に与えられた任務の詳細について考察する。第五届法官訓練班出身者

らが検察官に着任してから約半年が過ぎた一九三九年一一月九日の数日前、洪蘭友から謝冠生に一通の書簡が送られた。[54] 同書簡には、「第五届法官訓練班の出身者らは戦時に対応するための人材であり、そもそも地方法院に所属させる一般の検察官と同じではなく、裁判所に縛られずに管轄内を個人の裁量で巡廻し活動させるように」と書かれていた。また、同書簡には、草案が同封されており、あわせて「戦区検察官服務規則」の制定を依頼している。それを受けて、謝冠生は「附属文書を参考にし、『分発戦区検察官服務規則』を立案せよ」と何崇善（司法行政部参事）に転送している。[55]

差出人：洪蘭友司法院法官訓練所長
宛先：謝冠生司法行政部長
転送先：何崇善司法行政部参事（一九三九年一一月九日参事処受領）
用紙：中国国民党中央直属重慶市執行委員会（洪蘭友が重慶市の党務にも従事していたため）
便箋：司法院法官訓練所
附属文書：「戦区検察官服務規則要点」、「戦区検察官服務辦法草案」

一九四〇年一月二五日、司法行政部から「戦区検察官服務規則」（一九四六年二月五日廃止）が公布された。同規則の登場により、一九三九年五月以降より地方法院で一般検察官を務めていた第五届法官訓練班出身者らは、各省高等法院首席検察官直属の戦区検察官となった。しかし、同規則全一七条の中には、中統局についての言及はなく、新設される戦区検察官の背景に、党務専従職員からの転職や中統局の関与は明示されてはいない。だが、同規則は、まさに洪蘭友が要請した通り、第五届法官訓練班出身者らに検察活動の自由裁量を与えるものであった。

同規則を根拠として、戦区検察官らは、高等法院の管轄区域内を自由裁量で巡廻し、検挙と起訴にあたった。なお、同規則第九条によれば、戦区検察官は、起訴はするものの法廷への出席は認められなかった。この規定が何を意味するか推測の域をでないが、時間を短縮させ、検挙と起訴に特化させようという施策にも受け取れる。

では、戦区検察官が特に注意して検挙と起訴にあたるべき、抗戦建国を妨げる事犯とは何か。洪蘭友が謝冠生に添付した草案には、該当する関係法規として、「民国に危害を与える行為に対する緊急治罪法（危害民国緊急治罪法）」、「漢奸処罰条例（懲治漢奸条例）」、「兵役法に違反する行為に対する治罪条例（違反兵役法治罪条例）」、「汚職処罰暫定条例（懲治貪汚暫行条例）」などが列挙されていた。したがって、戦区検察官に求められたのは、それまで一般の裁判所では扱うことができなかった軍法に係る案件であることは明らかである。司法機関が、軍法案件を扱う場合、起訴状に相当する「意見書」を軍法裁判機関に提出しなければならなかった。

また、同規則一三条には、「戦区検察官は、法にしたがって指揮できる司法警察以外の、当地で捜査業務を担っている機関と密接な連携をとらなければならない」とも明記されている。ここでいう当地の機関とは、憲兵隊のほか、各省市党組織の調査統計室（特室）も含まれていたと推

察できる。[56]

ついで、戦区検察官と中統局との関係についていえば、選抜審査の規則大綱で、「検察官に就任後も、毎季、勤務状況を中央に報告しなければならない」[57]と定められていたほか、党組織の原職が保留されていたこともわかっている。その上、陝西省戦区検察官であった張葆源などのように、中統局は戦区検察官らを呼び出し、司法官の業務を一次的に離れさせ、情報業務にあたらせるということがたびたびみられた。[58]したがって、党組織からの転出とはいえ、司法行政部への片道切符ではなく、出向に相当する要素があったと解される。

本章の考察により、戦区検察官が、民衆の法益を保障し、秩序の維持とスパイの摘発によって、国家の安全に寄与するために設置されたことを明らかにできた。そして、選抜された党務専従職員らが、かつて、情報業務に従事していたことのある高学歴の人材であったことを、履歴書などから確認した。また、前職が中統局に連なる各省市党組織の調査統計室や反省院であったことから、一般司法官らとは異なる戦区検察官らの資質を掴むことができた。さらに、戦区検察官に与えられた任務は、「戦区検察官服務規則」に基づいて、主に軍法案件を中心とした抗戦建国を妨げる事犯に対処することであったことも確かめられた。

第三章　戦区検察官の活動実態

「戦区検察官服務規則」の公布により、戦区検察官らは、各省高等法院または高等法院分院の首席検察官の指揮下に入った。江西省高等法院首席検察官の郭徳彰が「江西省戦区検察官辦事細則」を個別に立案し、司法行政部に確認を求めていたことでもわかるように、新たに戦区検察官を部下として引き受けることになった首席検察官らは、彼らを如何に扱うべきか憂慮していた。[59]形式的には、司法院および司法行政部の指揮下にあるが、管轄区域内を自由裁量でもって抗戦建国を妨げる事犯の検挙と起訴にあたっていた戦区検察官らを、一般司法官および法院職員らの中には、様々な理由から快く思わないものもいた。

その一事例として戦区検察官と当地勢力の力関係が読取れる事案を提示する。

「湖南省第四戦区検察官の王子蘭が、常徳地方法院長の周星明を汚職により検挙した事案」[60]

被告周星明は、当地勢力の庇護によって軍法裁判では無罪となり、湖南高等法院長によって復職をはたした。その後、戦区検察官王子蘭は、周星明の子である周其武が勤める第二十集団軍総司令部が駐留する地域に左遷される。これを不服とする第五届法官訓練班同期の陳子儁（同戦区検察官）は、司法行政部と洪蘭友にとりなしを求めた。結果、王子蘭の任地替えという措置がなされるに至る。

戦区検察官が、地方法院の院長を汚職により検挙したところ、同院長は、当地の軍事機関と結託しており、恣意的な軍法裁判によって無罪となった。そして、同院長を検挙した戦区検察官は、逆に当地勢力傘下の法院職員から暴力行為を受けるなど、生命すら危うい状況に追い込まれた。洪蘭友や同期らのとりなしにもかかわらず、司法行政部は、戦区検

察官の任地替えで調整をし、両者に配慮した決定を下した。これはつまり、より強大な当地勢力と衝突した場合、戦区検察官の活動も制限されることを示している。糧食にかかわる汚職を検挙した戦区検察官が、結果として当地の戦区司令官であった顧祝同に拘束され、中統局の電信によってはじめて釈放された事例もそれを裏付けている。[61] だが、戦区検察官の背景に、中統局と司法行政部の両者があればこそ、こうしたとりなしも、電信による釈放もなされたのである。

次に、戦区検察官の日常活動の実態を考察する。「戦区検察官服務規則」第一六条の規定により、戦区検察官らは、毎月、業務報告書（工作報告書）を作成し、司法行政部に提出していた。[62] 報告書には、その月に取扱った案件が一覧表として整理され、起訴書（起訴状）、不起訴処分書、軍への意見書が付記された。意見書とは、軍に対して一般司法権では扱えない軍法にかかる裁判を依頼するものである。司法機関と軍法機関とは、法手続き上、直接の関係を有しないため、あくまで、「意見」という形をとるが、実質は起訴状に相当する。

表三の江西省第五区戦区検察官の梁挹清と楊鎮蓀の業務報告書（一九四四年七月分）をみると、計四七案件中、起訴一四件、不起訴二三件、一部起訴・一部不起訴二件、軍法裁判四件、一部起訴・一部軍法裁判二件、不明二件であり、そのうち、軍への意見書は六件であった。業務報告書を見る限り、戦区検察官個人の仕事量は決して少なくないといえよう。

表三　江西省第五区戦区検察官業務報告書（1944年7月）

	案名	收案	終結	結論	検察官	備考
1	徐得貴詐欺	1944/6/10	1944/7/1	不起訴処分	楊鎮蓀	
2	悪棍堂等傷害	1944/6/30	1944/7/5	不起訴処分	梁挹清	
3	蔣夢兜傷害	1944/7/1	1944/7/3	不起訴処分	梁挹清	
4	駱宜生傷害	1944/7/2	1944/7/5	不起訴処分	楊鎮蓀	
5	趙衛良傷害	1944/7/3	1944/7/6	不起訴処分	楊鎮蓀	
6	王蘭綱等妨害兵役等	1944/7/3	1944/7/21	一部起訴、一部軍法裁判	梁挹清	附：起訴書、意見書
7	王夢氏傷害	1944/7/3	1944/7/6	不起訴処分	楊鎮蓀	
8	徐羊兜等賭害	1944/7/5	1944/7/10	不起訴処分	梁挹清	
9	費宏義妨害公務	1944/7/5	1944/7/7	起訴	梁挹清	
10	楊炳龍妨害兵役	1944/7/6	1944/7/27	軍法裁判	楊鎮蓀	附：意見書
11	徐育財等傷害	1944/7/7	1944/7/25	起訴	梁挹清	
12	交通銀行主任葉藤坤傷害	1944/7/7	1944/7/10	不起訴処分	楊鎮蓀	
13	林守常妨害家庭	1944/7/8	1944/7/15	一部起訴、一部不起訴	梁挹清	
14	余鳳爾等侵占	1944/7/8	1944/7/22	起訴	楊鎮蓀	
15	章洪指侵占賭博	1944/7/8	1944/7/17	不起訴処分	梁挹清	
16	周仙桃窃盗	1944/7/8	1944/7/22	起訴	楊鎮蓀	
17	熊火高賭害	1944/7/10	1944/7/14	不起訴処分	梁挹清	
18	黄金有強盗	1944/7/10	1944/7/21	軍法裁判	楊鎮蓀	附：意見書
19	不明（原本解読不能）	—	—	軍法裁判	梁挹清	（＊意見書なし）
20	鶴保偵汚職	1944/7/11	1944/7/31	不起訴処分	楊鎮蓀	附：不起訴処分書
21	㊙松華汚職	1944/7/11	1944/7/25	一部起訴、一部軍法裁判	梁挹清	附：起訴所、意見書
22	余義勝汚職	1944/7/11	1944/7/31	不起訴処分	楊鎮蓀	附：不起訴処分書
23	易家敦販売私塩	1944/7/12	1944/7/17	起訴	梁挹清	附：起訴書
24	林守常窃盗	1944/7/13	1944/7/27	起訴	楊鎮蓀	
25	孫志発等殺人	1944/7/14	1944/7/24	一部起訴、一部不起訴	梁挹清	
26	厳場寶蘭等詐欺	1944/7/14	1944/7/20	不起訴処分	楊鎮蓀	
27	程寶珠等傷害	1944/7/15	1944/7/25	不起訴処分	梁挹清	
28	張寶蘭誣告	1944/7/15	1944/7/22	不起訴処分	楊鎮蓀	
29	易漱文販売私塩	1944/7/17	1944/7/17	起訴	梁挹清	易家敦案と共に起訴
30	黄劉玉娥等妨害自由	1944/7/17	1944/7/24	不起訴処分	楊鎮蓀	
31	楊徳順汚職	1944/7/18	1944/7/21	軍法裁判	梁挹清	附：意見書
32	悪富吉等傷害	1944/7/19	1944/7/25	不起訴処分	梁挹清	
33	廣新金等傷害	1944/7/20	1944/7/21	不起訴処分	楊鎮蓀	
34	潘雲郷妨害公務	1944/7/20	1944/7/21	起訴	楊鎮蓀	
35	顧養雄等妨害兵役	1944/7/21	1944/7/31	起訴	楊鎮蓀	附：起訴書
36	呉家寶等窃盗	1944/7/22	1944/7/29	起訴	梁挹清	
37	劉男倫等妨害兵役	1944/7/22	1944/7/31	不起訴処分	楊鎮蓀	附：不起訴処分書
38	葉四仔贓物	1944/7/24	1944/7/29	起訴	梁挹清	
39	不明（原本解読不能）	—	—	—	楊鎮蓀	
40	陳義源傷害	1944/7/24	1944/7/28	起訴	梁挹清	
41	林得意窃盗	1944/7/24	1944/7/28	起訴	楊鎮蓀	
42	㊙金発妨害公務	1944/7/25	1944/7/31	起訴	梁挹清	
43	王恵財傷害	1944/7/25	1944/7/29	不起訴処分	楊鎮蓀	
44	陳銀泉妨害自由及傷害	1944/7/26	1944/7/31	不起訴処分	梁挹清	
45	王錫駿詐欺	1944/7/26	1944/7/27	不起訴処分	楊鎮蓀	
46	呉佑台誣告	1944/7/31	1944/7/31	不起訴処分	楊鎮蓀	
47	楊友如汚職	1944/7/31	1944/7/31	軍法裁判	楊鎮蓀	附：意見書

＊「江西戦区検察官工作報告書巻」1944年11月11日『司法行政部檔案』(151/1147) 国史館蔵より作成。

続いて、業務報告書（表三）から兵役にまつわる保長の汚職案件の意見書を提示する。

「江西省第五区戦区検察官意見書」[63]

被告　楊炳龍　男　年四十七歳　鉛山人　住　赤岩

復興郷第一保保長

右被告の中華民国三十三年度偵字第一七四号汚職案件は、軍法裁

判に属するものである。犯罪事実と証拠を添え、その意見を後述する。

楊炳龍は鉛山復興郷第一保の保長である。当該保の楊金水とその弟である楊金寶は、均しく適齢の壮丁であり、楊炳龍は、五千元で兵役にとらないと持ちかけた。楊金水らの母である王氏は、牛や豚を売った三千元を楊炳龍に渡した。しかし、楊炳龍は、二千元足らないとして、本年四月、楊金寶を強制的に入営させた。楊炳龍は、入営を名目に保民から計一万元あまりを違法に取り立て、それを着服したとして、保民の劉林嵐ら十一人から訴えられていた。…〔一部省略〕…

楊炳龍が、保長の職権を利用して蓄財をはかったことは「汚職処罰条例」の第三条第五款の罪である。同条例十一条の規定により、軍法職権を有する機関での裁判になると認定する。

戦区検察官服務規則第十二条により、意見まで送るものである。

鉛山警備司令部河口辦事処

江西省第五区戦区検察官楊鎮森（中華民国三十三年七月二十七日）

前述の事例にもあるように、兵役行政に直接当たる保長および甲長は、数が多く、水準にばらつきがあったため、往々にして不正行為が多発した[64]。前述の業務報告書を一見すると、第三戦区兵站総監部廠班長、鉛山新兵征集所管理員など、兵役行政に係る多くの在地幹部が摘発されていたことがわかる。兵役は戦時の重要な政務の一つであったため、職権を利用した汚職は、一般司法機関でなく、軍法によって裁判がなされ、厳しく処罰された。こうした徴兵忌避にまつわる案件は、笹川裕史氏・奥村哲氏が提示する「戦時中国の社会像」[65]とほぼ合致し、不明瞭とされていた裁判の実態に迫るものである。

また、先にあげた事例は、国家の検察権を民衆に示し、政権の威信を保つために、重慶国民政府の勢力圏において実施されたわけであるが、戦区検察官の中には、敵地にまで入り込んで活動し殉職する者もいた。一九四一年四月二三日、江蘇省戦区検察官の趙啓震（第五届法官訓練班出身）は、蘇北、泰東、興等の縣および京滬線の各縣で、敵方に潜り込んで謀反を起こさせる任務（鋤奸策反）に当たっており、呉縣の甘露鎮において、汪精衛政権の情報機関員（奸偽特工）に捕まり殉職した[66]。同事案は、稀なケースであると推測されるが、これによって、抗戦建国を妨げる事犯に対処するという名目で、戦区検察官が淪陥区にまで入り込んでいた実状が明らかになった。一九四二年になると、第六届法官訓練班出身者らの一部により、一般司法官への転任を望む連名の請願が行われた[67]。請願には様々な理由が書かれていたが、戦区検察官に課せられた過酷な任務状況が背景にあると推察される。その後、司法行政部が再び行政院に隷属するようになると、行政院秘書長の張厲生によって、請願内容が検討され、一九四三年に入ってから、第五届法官訓練班出身者を優先するような形で、徐々に一般司法官への変更が実施されるようになった。その際、戦区検察官から、検察官職だけでなく、推事職にも転任が推進されるようになった。

その一方で、一九四四年九月二八日、軍事委員会委員長名（蒋介石）

で、「各級の司法人員を強化し、情報業務（調査工作）と歩調をあわせるように」と指示した電信が司法行政部の謝冠生に打たれた[68]。それを受けて、奸細を除き、反動分子の粛清に関しての経験を有する戦区検察官が、改めて重視されることとなり、首都および前後方の各省にある法院の検察官或いは刑事法廷の推事に補任されていった[69]。第二章の表一と表二で明らかなように、戦区検察官から一般司法官となった者の中には、共産党員や漢奸などの政治案件を扱う特殊刑事法廷の法廷長や、当地の裁判全体に影響力を行使する法院院長や首席検察官、ついには最高法院検察長や大法官など、その後の司法界で栄達する者もいた。戦区検察官という新官職は、抗戦建国に備えるために設置されたこともあって、終戦にあわせて廃止された。廃止時には、すでにその多くが一般司法官に転任していたが、中には、その後、司法機関を出て、情報機関に復帰する者、国民大会代表や立法委員、監察委員、または律師（弁護士）になる者もいた。しかし、戦区検察官という経歴を戦後の履歴に記載するものは多くなかった[70]。戦区検察官を今日まで不詳のものとした背景には、こうした事情も関係したと考えられる。

おわりに

日中戦争の八年間、日本軍の展開によって各地は陥落し、局地戦によって交通網も常態的に遮断されると、淪陥区だけでなく、あらゆる地域において、国民政府による従来までの司法権は中断或いは停滞した。一般司法官が職場を離れ、司法官不在の状況で、軍事と行政を補助し、かつ、スパイの摘発を含む治安維持に、一般司法官を配置するのは極めて困難といえた。そこで、かつて抗戦前に、党務専従職員を司法官に転出（第四届法官訓練班）させたことのある、居正、葉楚傖、陳立夫、洪蘭友ら四名は、再び「中央党組織の専従業務にあたっている同志を選抜審査し、司法研修後は検察官として各地の司法業務に充てる案」を第五届七四次常会（一九三八年四月二一日）に諮り、党務専従職員、その中でも特に、「本党の忠実で優秀な青年同志、例えば特務や反動分子の粛清等において卓越した功績のある者ら」と見立てた中統局員に、国家の検察権を担わせるという方策をとった。そして、中国国民党中央執行委員会によって選抜された党務専従職員らは、法官訓練所を経て、各省高等法院および高等法院分院の首席検察官に直属する戦区検察官となったのである。

続いて、戦区検察官が戦時において果たした役割を確認する。戦区検察官らは、戦時の混乱の中、兵役にまつわる汚職など抗戦建国を妨げる事犯に対処し、重慶国民政府の統治区域において、司法権が機能していることを民衆に示し、政権の威信を保つ役割を果たすため、各地において検挙と起訴に取組んだ。戦区検察官という施策を、党組織が司法機関に浸透したというだけではなく、情報機関が司法機関に介入したと捉えると、戦後の西洋近代法に依拠した法制観では受け入れ難いものである。だが、党権力が後ろ盾となった戦区検察官が司法権の行使に効果をあげ、抗戦初期には機能不全に陥っていた司法機関も機能していったとすれば、党権力と司法権を結びつけた戦区検察官の活躍は、戦時体制に寄与

した一面もあったといえよう。

また、本稿では、戦区検察官らの履歴を通覧することで、従来、伝聞に依拠していた党組織の情報機関の実態の一部を垣間見ることができた。情報機関員としての要件を満たす、高学歴で政治意識も高いエリートが配置されていた人的構成や、地方各地に出先機関を有し、既得ポストも多岐にわたった活動領域を確認したことで、中統局が、党組織の一つとして機能していた一面を副次的に明らかにできた。

注

（1）石島紀之、久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学出版会、二〇〇四年。土田哲夫「抗戦期の国民党中央党部」、姫田光義「抗日戦争における中国の国家総動員体制―『国家総動員法』と国家総動員会議をめぐって」、笹川裕史「重慶戦時糧食政策の実施と四川省地域社会」、中村元哉「国民党政権と南京・重慶『中央日報』」、以上四編の論文はともに中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』中央大学出版部、二〇〇五年所収。味岡徹『中国国民党訓政下の政治改革』汲古書院、二〇〇八年などがある。

（2）夏道泰「抗戦時期中国的司法改革」『蔣中正先生與現代中国学術討論集：第三冊』台北、蔣中正先生與現代中国学術討論集編輯委員会、一九八六年。司法院秘書処『戦時司法紀要』台北、司法院秘書処、一九七一年。満鉄上海事務所調査室『重慶国民政府ノ司法制度』上海、満鉄上海事務所、一九四一年などがある。

（3）評価の高い最近の研究をあげると以下のものがある。呉燕「南京国民政府初期的基層司法実践問題―対四川南充地区訴訟案例的分析」『近代史研究』一五二期、北京、中国社会科学出版社、二〇〇六年三月。趙金康『南京国民政府法制理論設計及其運作』北京、人民出版社、二〇〇六年。孫慧敏「民国時期上海的女性律師（一九二七～一九四九）」『近代中国婦女史研究』一四巻、台北、中央研究院近代史研究所、二〇〇六年一二月。Dikotter Frank. *Crime, Punishment and the Prison in Modern China*, New York, Columbia University Press, 2002. Mary Buck Young, *'Law and Modern State-Building in Early Republican China:The Supreme Court of Peking 1911-1926'*, Unpublished Ph. D. thesis, Harvard University, 2004 ; University Microfilms, 3149617.

（4）日本における中国法制史の研究は、織田萬、中田薫、仁井田陞、滋賀秀三、島田正郎ら先達によって、明清時期までは層が厚く、かつ研究水準も極めて高い。同時期に執筆された民国期の研究としては、河合篤「中国の近代的司法制度」『法学志林』四二巻～四四巻、法政大学、一九四二年～一九四三年。滝川政次郎「法制」『支那問題辞典』一九四二年・『中国問題資料事典』日本図書センター、二〇〇三年。飛石初次「中国司法現況概説―江蘇省を中心とする」『法学志林』四四巻、法政大学、一九四二年などがある。台湾における民国期の研究或いは概説書となるものに、国史館『中華民国史法律志（初稿）』台北、国史館、一九九四年。司法院『司法院史実紀要』（第二冊）台北、司法院、一九八二年。展恒挙『中国近代法制史』台北、商務印書館、一九七三年などがある。

（5）王泰升、曾文亮編撰、台北律師公会会史委員会監修『二十一世紀台北律師公会会史』台北、台北律師公会、二〇〇五年。王泰升『台湾法的断裂與連続』

台北、元照出版社、二〇〇二年。劉恒妏「戦後台湾司法人員之研究―以法官訓練所文化為主的観察」『思與言』第四〇巻一期、台北、思與言雑誌社、二〇〇二年三月などがある。

(6) 巡廻裁判制度とは、日本軍の侵攻により戦区となるか、または交通が常態として遮断されたことによって、従来の裁判機関が、第二審の機能を果たせなくなった地域に対し、推事が巡廻して司法権の行使にあたった、英米等を手本にした戦時措置である。

(7) 中華民国（南京・重慶）国民政府の司法院または司法行政部に直属した法官訓練所は、長期で九届、短期で六期（現職司法官の再研修）。第一届～第三届は司法官採用試験を重視。第四届～第六届は国民党党務専従職員からの転出。第七届～第九届は主として県司法処の審判官等を対象。一九四三年に法官訓練所は廃止され、高等レベルの司法官任用は、中央政治学校が所管することとなった。前掲『中国近代法制史』二八〇頁。

(8) 中国国民党中央執行委員会調査統計局とは、一九三八年の春から夏に、国民政府軍事委員会調査統計局（局長は陳立夫）の第一処（処長は徐恩曾）に、中央組織部党務調査処と中央統計処を加えて改組した党組織の情報機関である。なお、「中統」とは、調査科、党務調査処、特工総部（非公開）など、前身機関を含めた党の情報機関の総称である。また、本稿では、中統局をあくまで党組織の一つとして捉え、「CC」と同一視しない。「CC」が正式名称としては存在しない他称であることは、菊池一隆「都市型特務『CC』系の『反共抗日』路線について」『近きにありて』三五号・三六号、一九九九年六月・一二月。で示されたように、陳立夫も主張している。

(9) 鄭大綸「中統向司法部門滲透点滴」『我所知道的中統』北京、中国文史出版社、二〇〇四年、八四～一〇一頁。金沛仁「国民党法官的訓練、使用与司法党化」、裘孟涵「CC滲透的国民党司法界」一九六三年、ともに全国政協文史資料委員会編『文史資料選編』七八巻、北京、中国文史出版社、一九八六年所収。

(10) 張仁善『司法腐敗与社会失控（一九二八年～一九四九年）』北京、社会科学文献出版社、二〇〇五年。孔慶泰『国民党政府政治制度史』合肥、安徽教育出版社、一九九八年、四五七～四六三頁。

(11) 陳嗣哲「一九一二年至一九四九年我国司法界概況」一九八〇年、兪履徳「国民党政府対司法官的選抜和培訓」一九八一年、ともに『文史資料存稿選編』北京、中国文史出版社、二〇〇二年所収。

(12) 水木惣太郎『司法制度論』有信堂、一九六九年、三三七頁。

(13) 曾憲義主編『検察制度史略』北京、中国検察出版社、一九九二年、二二七頁。

(14) 韓秀桃『司法独立与近代中国』北京、清華大学出版社、二〇〇三年、三〇八～三一三頁。

(15) 上海『民国日報』（一九二六年九月二〇日）。

(16) 前掲「中国の近代的司法制度」（五）八五頁。「党化」とは、いわゆる「党治」（「党支配体制」）を強めることである。

(17) 「司法院特許私立法政学校設立規程」（一九二九年一一月一九日公布、一九三〇年四月七日修正）、「司法院監督国立大学法律科規程」（一九三三年五月一〇日公布、一九三五年一〇月四日修正）を参照されたい。

(18) 耿文田『中国之司法』上海、民智書局、一九三三年、一七九頁。

(19) 「司法院職員研究党義細則」（一九二九年一月一七日制定）によって、司法院下の機関に勤務する全ての職員（各級法院の司法官らを含む）は、党義を学習することが義務付けられていた。同「細則」は、全ての政府、軍、警察の各機関に勤務する職員が、遵守すべき規定である「政軍警各機関工作人員研究党義暫行條例」（一九二八年八月六日制定）を、司法院に適用したものである。

(20) 前掲「国民党法官的訓練、使用与司法党化」一〇三頁。

(21) 司法行政部は、司法院に隷属する形で設置されたが、一九三二年一月に行政院に隷属し、一九三四年一〇月には司法院の隷属に戻った経緯がある。一九四三年一月、再び行政院に隷属となる。

(22) 中国国民党中央執行委員会秘書処『中央党務月刊』七二期、一九三四年六月。

(23) 第四届一二八次常会で採択。前掲『中央党務月刊』七三～七四期、一九三四年七月～八月。

(24) 二委員会一七中央機関に五二名、一三省に五〇名、四市に六名、計一〇八名を転出。前掲『中央党務月刊』七九期、一九三五年二月。

(25) 「訓政時期年限規定」一九二九年六月二四日、『国民政府檔案』（〇〇一〇一一〇〇一Ａ〇〇一）国史館蔵。

(26) 前掲『中国国民党訓政下的政治改革』五一頁で示される「浸透の監視」と呼ばれる政府内の党員による政府の監督に相当する。

(27) 「令派洪蘭友為法官訓練所所長案」一九三四年一一月二三日、『司法院檔案』（三四一―三一三九）国史館蔵。

(28) 中国語原文では「中央及各省市党部工作人員従事司法工作辦法」。

(29) 「法官訓練所所長洪蘭友函呈送該所一年工作計画草案乞垂賜教誨俾有遵循案巻」一九三六年六月一四日、『司法院檔案』（三四一―三一四〇）国史館蔵。

(30) 前掲「抗戦期的国民党中央党部」一〇九頁。

(31) 「非常時期中央軍政機構調整及人員疎散辦法」一九三七年一一月一六日、『国民政府檔案』（〇〇一〇一二〇七〇〇〇三）国史館蔵。

(32) 謝冠生「抗戦建国與司法」『中華法学雑誌』新二巻三号、重慶、中華法学会、一九四〇年一二月、七二頁。

(33) 中国語原文では「甄審中央党務工作同志使受充任各地司法工作之検察官案」。「中央党務工作人員従事司法工作甄審大綱」一九三八年三月二一日、『国民政府檔案』（〇〇一〇一二〇四三Ａ〇〇三）国史館蔵。

(34) 中央執行委員会秘書処『中国国民党第五届中央執行委員会常務委員会会議紀録彙編』台北、中央委員会、刊行年不詳、一九八頁。出席者は于右仁、雒魯、何應欽、馮玉祥、葉楚傖、陳公博、李文龍、陳果夫、丁惟汾、孔祥照に、列席者は陳樹人、張萬生、陳立夫、邵力子であり、主席は汪精衛、秘書長は朱家驊、副秘書長は甘乃光、記録は王子壮、王啓江、王子弦。

(35) 内聞にされた理由は、公文書では明らかになっていないが、建前を重視した結果と思われる。野村浩一『蔣介石と毛澤東』岩波書店、一九九七年、六六～六七頁で指摘されたように、中国国民党は、党規約に基づく中央委員会の召集・決定といった合法的手続きを非常に重視する組織であった。これについてはあわせて、家近亮子『蔣介石と南京国民政府』慶応大学出版会、二

〇〇二年、一五七頁を参照されたい。

(36)「中央党務工作人員従事司法工作甄審大綱」一九三八年三月二一日、『国民政府檔案』(〇〇一〇一二〇四三A〇〇三)国史館蔵。

(37)「五届中常会第七十四次会議記録」一九三八年四月二一日、『中常会檔案』(五・三―七四二)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。

(38)司法行政部「各法院推事及検察官員数表」『司法年鑑』重慶、司法行政部、一九三九年。司法官総数は、抗戦前の二五〇〇人から一三〇〇人程度に減少していた。

(39)選抜審査委員は、余井塘、方治、潘公展、王漱芳、陳訪先、王子壮、狄膺の七名。前掲『中国国民党第五届中央執行委員会常務委員会会議紀録彙編』二〇七頁。

(40)前掲「五届中常会第七十四次会議記録」。

(41)「関於考取検察官受訓人員生活費一案経中央常会決議辦法□□查照□□」一九三八年一〇月一二日、『中常会檔案』(五・三―九六・二四)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。一九三八年八月～九月の中統局と中執会秘書処の書簡を参照されたい。

(42)「不能参加検訓班受訓人員名単」一九三八年一〇月二六日、『中常会檔案』(五・三―九六・三四)中国国民党中央委員会党史委員会蔵。

(43)前掲『中国国民党第五届中央執行委員会常務委員会会議紀録彙編』二六三頁。

(44)司法院法官訓練所『司法院法官訓練所第五届・第六期法官訓練班同学録』重慶、司法院、一九三九年、三四頁。

(45)第五届法官訓練班教員一覧：潘恩培(司法院参事)、葉在均(最高法院庭長)、余覚(最高法院推事)、章任堪(最高法院推事)、林鼎章(最高法院)、夏勤(司法行政部次長)、何崇善(司法行政部参事)、劉鎭中(司法行政部参事)、王元増(司法行政部監獄司長)、潘元敉(司法行政部科長)、劉恩榮(司法行政部科長)、邵希康(司法行政部)、朱煥彪(司法院法規研究委員会委員)、陳綱(司法院法規研究委員会委員)、孫達方(法医研究所所長)、郭衛(前江都地院院長)、梁寒操(立法院秘書長)、黄右昌(立法院委員)、楊幼炯(立法院委員)、趙琛(立法院委員)、陶百川(教育部専門委員)、黄東昇(中央警官学校教授)。前掲『司法院法官訓練所第五届・第六期法官訓練班同学録』三七頁。

(46)「全国各級司法機関各種司法官一覧表」一九四三年九月、『行政院檔案』(六四―一一〇〇)国史館蔵。張厲生(行政院秘書長)が司法官の異動を把握するため作成させた一覧表(一九四三年四月～一九四四年八月)。

(47)前掲『国民党政府政治制度史』五四〇頁。

(48)前掲『中国国民党第五届中央執行委員会常務委員会会議紀録彙編』二〇〇頁。

(49)前掲『国民党政府政治制度史』五三六頁。

(50)前掲『国民党政府政治制度史』五三七～五三八頁。前掲「都市型特務『CC』系の『反共抗日』路線について」一七～一九頁など。組織系統図については、回顧録に依拠して作成されたものが多く、未だ公文書に基づいて確定されたものは、管見の限りでは見受けられない。

(51)前掲『国民党政府政治制度史』五三九頁。

(52) 一九三二年、上海と南京に設置された郵電（通信）に対する検査機関。中統局の前身機関である中央組織部調査科の管轄であり、共産党員や進歩人士の捜索や逮捕を目的の一つとしている。一九三五年以降は、軍事委員会調査統計局第三処（特検処）に引き継がれ、戴笠率いる第二処（軍統局の前身組織）と共同管理。前掲「中統内幕」二九～三〇頁。前掲「中統向司法部門滲透点滴」六三頁。表一と表二では、七名が郵電検査所の前歴または職歴を有している。中でも、陝西省戦区検察官の王煥然は郵電検査所組長から特室幹事となっており、これにより両者は同じ中統局の傘下部局であると推察できよう。

(53) 反省院とは、逮捕した中共党員に「反省」を促し、国民党側に寝返らせるための特殊な拘置機関である。各省高等法院に直属した反省院の院長には、司法官ではなく中央党組織の党務専従職員が派遣されており、事実上、国民党の情報機関の指揮下にあったといえよう。第二次国共合作により閉鎖された（一九三八年一月一日）。「司法行政部職員録」一九三七年、『司法行政部檔案』（七―九二九八）、第二歴史檔案館蔵。前掲「中統内幕」二六～三〇頁。前掲「都市型特務『CC』系の『反共抗日』路線について」一八頁。なお、表一、表二にみられるように、第五届および第六届法官訓練班員らにも、反省院職員としての前歴、職歴を有する者が一一名と少なくない。湖南省戦区検察官の柯善驤にいたっては、中統局の前身機関から首都反省院に派遣されている。

(54) 「公布戦区検察官服務規則巻」一九四〇年一一月九日、『司法行政部檔案』（一五四―九八六）国史館蔵。

(55) 前掲「公布戦区検察官服務規則巻」。

(56) 第五届法官訓練班出身者らは、「各省市調査室と戦区検察官の連携規則」（「各省市調査室与当地戦区検察官連携辦法」）を起草し、徐恩曾に提出した。「戦区検察官が、共産党または民主党派の活動に関する情報をつかんだ際、調査統計室に届けなければならない」とする連携規則に加え、「湖北省戦区検察官の劉有容が、抗戦建国を名目に湖北省巴東の共産党地下活動家、呉重行を逮捕し自白させ、後に中統局に加入させた」という事案から、連携は、主に共産党案件において見られたと推察できる。前掲「中統向司法部門滲透点滴」九一～九二頁。

(57) 前掲「中央党務工作人員従事司法工作甄審大綱」。

(58) 司法行政部と中統局間の書簡がその証左となる。「陝西省戦区検察官任免」一九四二年一一月一〇日、『司法行政部檔案』（七―四―一七五二）中国第二歴史檔案館蔵。

(59) 江西省高等法院首席検察官郭徳彰は「江西省戦区検察官辦事細則」を提出し、司法行政部に確認。「江西省戦区検察官辦事細則」一九四〇年五月二一日、『司法行政部檔案』（一五四―一〇二〇）国史館蔵。

(60) 「巡廻推事王子蘭陳子儁請求保障巻」一九四二年一二月一六日、『司法行政部檔案』（一五三―三八〇）国史館蔵。

(61) 前掲「中統向司法部門滲透点滴」九三頁。

(62) すでに閲覧した業務報告書は、「江西戦区検察官工作報告書」一九四四年一一月一一日、『司法行政部檔案』（一五一―一一四七）国史館蔵。「江西高検所属検察官工作報告書」一九四五年一月二九日、『司法行政部檔案』（一五

一―一一七九）国史館蔵。「浙江第一戦区検察官工作報告書及有関抗建文件巻」一九四四年一〇月、『司法行政部檔案』（一五一―一一四六）国史館蔵。「浙江戦区検察官工作報告書」一九四五年六月、『司法行政部檔案』（一五一―一一七八）国史館蔵である。

(63) 前掲「江西戦区検察官工作報告書」。

(64) 前掲「抗戦建国與司法」七三頁。

(65) 笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会―日中戦争下の総動員と農村』岩波書店、二〇〇七年。

(66)「因公殉戦議卹案」一九四六年六月一九日、『国民政府檔案』（九九―一七五八）国史館蔵。同案については、趙啓蔭の妻が出した補償請求が、司法行政部長の謝冠生から参謀総長の陳誠を経て認可され、その記録が銓叙部に残っていたことで明らかになった。

(67)「戦区検察官一律改為普通検察官案」一九四二年五月二二日、『司法行政部檔案』（一五三―四一五）国史館蔵。

(68)「戦区検察官尚未補入額内此応依法叙補検察官或刑庭推事通令巻」一九四四年九月二八日、『司法行政部檔案』（一五三―七三四）国史館蔵。

(69)「行政院令□戦区検察官特任刑庭推事一案」年月日不詳、『司法行政部檔案』（一五三―七三四）国史館蔵。

(70) 劉国銘主編『中国国民党百年人物全書』北京、団結出版社、二〇〇五年。徐友春主編『民国人物大辞典』石家荘、河北人民出版社、一九九一年。中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会編『革命人物志』台北、中央文物供應社、一九五八年～。中華民国人事録編纂委員会編『中華民国人事録』台北、中国科学公司、一九五三年。